

☆☆☆「大阪府登録文化財所有者の会」の設立特集号☆☆☆

<設立趣旨>

平成8年10月に国の登録文化財制度が発足し、同17年6月時点で、全国の登録文化財建造物は4997件を数え、近く5000件を突破しようとしています。このうち大阪府には324件が存在し全国平均106件を大きく上回り、府民の登録文化財建造物に対する関心の高さが察せられます。

登録文化財は、国宝や重要文化財と呼ぶ指定文化財のように、行政が厳選した比較的古い時代の少数の物件について、許可制による強い規制と手厚い保護によって保存するのではなく、近代の歴史遺産を中心として、住民生活に身近で密着したものまでを含めて、住民、所有者が自主的に保存・活用する多くの物件を国の登録台帳に登録し、所有者から国への届出制による緩やかな保護措置で未来に継承していくものです。

西欧では早くから、登録的な制度によって多くの古い町並み等を残し、世代を超えて愛着もてる個性的で落ち着いた都市景観を形成しており、住民自らが住みよいまちをつくることこそが、観光集客にもつながることを物語っています。ところが残念なことに日本では、高度経済成長の過程で価値ある多くの美しい歴史遺産を失ってきました。

われわれ登録文化財の所有者は平成16年秋から、文化財保護行政部局の意見を参考に、まず府内の登録文化財所有者が相集い、所有

者相互の親睦を図るとともに、登録文化財を所有することの誇り、責務や悩みなど、様々な情報交換や情報発信等によって、府民の登録文化財への関心を高めることが、更なる登録物件の増加を実現すること、また、歴史の風雪に耐えて現存するものを大切に考え、資源を節約する心の育成や啓発、まちづくりにおいては、伝統文化の継承・発展による歴史と文化が生きづく元気な大阪の再生、さらには登録文化財建造物が市民との交流や観光振興にも十分貢献できることを踏まえて、今回の「大阪府登録文化財所有者の会」の設立を計画しました。

今後、大阪府における登録文化財所有者の会が軌道に乗った暁には、全国の所有者の会への発展を目指すとともに、日本の歴史・文化の一端を国内はもとより、世界に発信、交流できれば幸いと考えます。

(平成17年9月4日)



総会会場風景／少彦名神社会議室

大阪府登録文化財所有者の会設立総会レポート

日時：平成17年9月4日（日）
場所：少彦名神社（大阪市中央区道修町）
参加：正会員(所有者)52名、特別会員9名
報道関係者：4名

<会長就任挨拶>

大阪府登録文化財所有者の会の会長を仰せつかりました畑田耕一でございます。浅学非才の身でございますが、役員はじめ皆様方のご協力を得て職務を全うしたいと思います。よろしくお願いいたします。



それではあらためて、大阪府登録文化財所有者の会を代表して、お忙しいところを本日の設立総会にご出席下さいました文化庁・江面 嗣人様、大阪府文化財保護課長・丹上 務様、大阪市文化財保護課長・横田徹三様はじめご来賓・関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。また、今日ご参集いただきました登録文化財所有者の皆様方、これからもよろしくご支援ご協力をお願いしたいと思います。

文化財保護法の目的は、文化財を単に保存するだけではなく、これに新しい文化を付け加えて、それを発信することにより日本国民の文化的資質の向上と世界の文化の深化に貢献することです。とても文化財所有者個人の資金や努力だけで出来ることではありません。この会の目的は、会員同士が先ず仲良くなって、文化財を中心にいろいろな情報を交換し合い、文化財保護法の目的に沿って所有する文化財を美しく生き続けさせる方策を探ることです。それを、文化財の所有者だけでなく、一般市民の方も一緒になって考えていただける環境作りが大切と考えます。それと、この会を全国的な規模のものに発展させたいという希望もあるわけですが、当面、あまり肩力を入れずに、ゆっくりと活動していきたいと思っております。皆様方のご支援、ご協力よろしくお願い申し上げます。

少し話は変わりますが、今年はアインシュタインの特殊相対性理論の発表から100年目になります。彼が1922年（大正11年）に日本に一ヶ月余り滞在して帰国する際に、朝日新聞に、「滞在中特に感じたことは、地球上にもまだ日本国民のごとく謙譲にして且つ実篤の国民が存在していることを自覚した点である」また、「日本の山水草木は美しく、日本家屋も自然に叶い独特の価値があるので、日本国民が欧州感染をしないように希望する」という謝辞と希望を寄せたということです（朝日新聞2005.4.16朝刊）。アインシュタインは日本全体を世界の文化財と感じ、それを伝承する日本国民にエールを送ったのだと思います。彼の思いに応えることが、私共の会の目標になるのかなと思っております。もう一度皆様方のご支援・ご協力をお願いして、ご挨拶いたします。有難うございました。

1、北浜界隈の視察

設立総会に先立ち、北浜界隈の文化財の視察会が開催されました。大商家の小西家住宅（明治36年）は大阪で最初の登録文化財でしたが、平成13年にそのほとんどが、国の重要文化財に指定されました。高層ビルが建ち並ぶなか、黒い和風建築が、人目を引きまします。内部の、床の間や障子・欄間などの繊細で優美なデザインは、新鮮さを感じさせました。

スクラッチタイル貼りの生駒ビルディング（昭和5年）は、頂上の時計や窓を守るかのような驚の彫刻が、往来の人々の目を楽しませます。今でも人々を堪能させるこの建物も、一時は建替えることも考えられたそうです。



生駒ビルディング

生駒ビルから数分の船場ビルディング（大正14年）の外観は、当時の機能美の体裁を保っており、4階まで吹き抜けのパティオ、その周囲の廊下が、訪れる人たちに感動を与えます。このビルも「こ

の建物を残したい」という関係者の熱意が取壊しの危機を救ったといえます。このビルは、屋上に庭園を造るなど、今なお進化し続けています。

2. 設立総会

(1) 設立準備会の経過報告

準備会：9回開催

この間、所有者全員に対するアンケートを実施し、会に対する意見や登録文化財の活用方法・問題点などの意見が寄せられました。

(2) 設立趣意書の承認 1頁に掲載。

(3) 議案の承認

議長に設立準備会世話人代表の畑田耕一氏が選出され、議案1号の規約、議案2号の役員、議案3号の今年度の活動計画ならびに全国近代化遺産活用連絡協議会への加入が、全会一致で承認されました。

(4) 多彩な来賓出席

下記のご来賓から祝辞を頂き、行政とも協力しあって日本文化の育成・発展の一翼を担う当会の役割を確認しました。休日も返上してのご出席に感謝申し上げます。

文化庁文化財部参事官登録文化財部門担当 江面嗣人氏／大阪府教育委員会事務局文化財保護課長 丹上 努氏／大阪市教育委員会事務局文化財保護課長 横田徹三氏

3. 設立記念講演「登録文化財とまちづくりについて」 文化庁文化財部参事官 江面嗣人氏

4. 設立祝賀懇親会

場所：レストラン カラブローネ

30名の方が参加され、率直な意見交換ができました。



最後に、大阪府文化財保護課の林義久さんが、文化が東京に一極集中するなか、歴史都市大阪で、全国で初めて本格的な登録文化財所有者の会が発足したことは、大阪のまちづくりに貢献できる面が多いこと、そして、この火を、全国に拡げ、この会の目的である世界人類の幸福に貢献できるものにしていただきたいとの期待で締めくくられました。

設立記念講演「登録文化財とまちづくりについて」(要旨)

江面嗣人氏



日本の歴史的建造物は日本人の空間的価値観と文化性を具現化したものであり、換言すれば、日本人の心と精神性を形として表現したものであり、日本人のアイデンティティを形成してきたものということもできる。したがって、歴史的建造物という空間を失えば日本人の文化性に基づく精神性を形成する貴重な機会を失うことにもなり、日本人の文化的向上に支障をきたすということにもなる。いま、文化財建造物の保存・活用を、その社会的・歴史的意義を考慮しつつ推進していくことが求められている所以である。文化財の保存・活用の活動を通して文化財に接し、文化財の価値や多様性を考える機会を得、各人が日本文化を理解しこれを深化させることが、現在および今後の国際社会にあって重要である。そのよ

うな理解と深化は、文化財という枠組みを超えて、日常世界から国際社会の持続可能な発展に必要な、文化的であること、すなわち、自らの理解と隣人の大切さの理解という価値意識へとつながっていくものと考えられる。また、そのような活動によって日本国民は独自の新たな創造的な価値観の形成が可能となり、新たな文化創造への明確な意識を培うことができる。登録有形文化財の特徴の一つは、たくさんの一般の人々が関わる多大な可能性を持っていることである。この点については指定文化財に勝るとも劣るものではない。登録有形文化財を中心としたまちづくりも可能である。本物である歴史的建造物の存在は、まちにとって二つとつけない個性以外の何者でもない。いまほど、個性あるまちづくりが望まれて

いる時代もない。また、登録有形文化財は歴史的町並みを形成し、それは観光の対象にもなる。これまでのように観光に文化財が利用されるのではなく、文化財の理解という意味で、文化財が観光をおおいに利用すべきである。そこでの観光客と市民の文化情報交換と交流、相互理解は、観光を、国民の文化的向上につながる社会教育のレベルに高めうる可能性ももっている。今日、まちづくりも観光も地域における明確なビジョンをもって進めるべきである。今後の日本にとって、一般市民の中に広く分布し保存・活用されている登録有形文化財の可能性、その役割が如何に重要かをご理解いただき、所有者の会として、共にその可能性を追求していただければ幸いである。

大阪府登録文化財所有者の会 会員名簿
(会員名/登録文化財所在地/名称の順に記す)

<正会員>

青山 正美/大阪市北区/青山ビル
浅野 五三男/八尾市久宝寺/浅野家住宅 主屋など
新井 真一/泉佐野市中庄/新井家住宅 主屋など
池田 幹隆/大阪市住吉区/池田家住宅
池田谷胤昭/岸和田市小松里町/池田谷家住宅 主屋など
池永 悦治/大阪市西淀川区/池永家住宅、
生駒 伸夫/大阪市中央区/生駒時計店
板倉 與兵衛/八尾市東本町/桃林堂板倉家住宅
上村 田鶴子/大阪市中央区/伏見ビル、
宇野 統一/大阪市中央区/宇野薬局、
大阪市立大学/大阪市住吉区/大阪市立大学本館、
大阪住吉教会/大阪市住吉区/日本基督教団大阪住吉教会
大阪大学/豊中市待兼山/大阪大学共通教育本館
岡本 義彦/貝塚市北町/岡本家住宅 主屋など
片桐 平智/堺市西湊町/片桐樓龍堂 主屋など
カシモワインフォ(株)/柏原市太平寺/カシモワインフォ貯蔵庫
亀井 靖夫/堺市材木町東/清学院 不動堂など
宗教法人観心寺/河内長野市寺元/観心寺恩賜講堂
岸本 昌子/大阪市中央区/岸本瓦町邸
葛原 延彦/富田林市常盤町/葛原住宅(南葛原別邸)
主屋など
熊谷 真弓子/大阪市中央区/北野家住宅
小谷 寛/堺市富田/小谷城郷土館 主屋など
小山 寿一/大阪市中央区/北浜レトロビルディング
兒山 万珠代/堺市陶器北/兒山家住宅 主屋など
西條 陽三/河内長野市長野町/西條合資会社旧店舗
主屋など
坂之上清以彌/堺市浜寺昭和町/坂之上家住宅 洋館など
佐竹 保彦/和泉市幸/佐竹ガラス 主屋など
学校法人樟蔭学園/東大阪市菱屋西/樟徳館 主屋など

末吉 重久/大阪市平野区/末吉家住宅
杉田 八郎兵衛/富田林市本町/杉田家住宅 主屋など
住吉神社/豊中市服部南町/住吉神社能舞台
大念仏寺/大阪市平野区/大念仏寺本堂
武田 達城/吹田市千里山西/千里寺本堂
武東 美奈子/大阪市平野区/武東家住宅
竹本 久男/貝塚市北町/竹本家住宅 西主屋など
竹本 章次/貝塚市西町/竹本家住宅 主屋
学校法人谷岡学園/東大阪市御厨栄町/谷岡記念館
築留土地改良区/柏原市上町/築留二番樋
寺田 信正/柏原市今町/寺田家住宅 主屋など
寺西 興一/大阪市阿倍野区/寺西家阿倍野長屋、寺西
家住宅
中内 正海/富田林市富田林町/中内眼科医院
中山 菊子/松原市別所/中山家住宅
成子 和弘/阪南市尾崎町/成子家住宅 主屋など
橋本 源三/大阪市中央区/三木楽器
畑田 耕一/羽曳野市郡戸/畑田家住宅 主屋など
別所 俊顕/大阪市中央区/少名彦神社
藤井祐三子/大阪市福島区/ミナミ(株)(旧川崎貯蓄銀
行福島出張所)
森田 眞臣/大阪市生野区/御幸森天神宮本殿等
免山 篤/茨木市佐保/免山篤家住宅 主屋など
山田 昌也/貝塚市北町/山田家住宅 主屋
山田 洋二/泉南市新家/山田家住宅 主屋など
利齋 晴郎/貝塚市北町/利齋家住宅 主屋など
和田 和子/岸和田市宮本町/和田家住宅 主屋など
<特別会員>
石井智子、江口太郎、植木 久、笠井敏光、鶴田晴子、
中川 等、西澤 英和、林 義久、南川 孝司

「大阪府登録文化財所有者の会」規約(抄)

平成17年9月4日制定

(目的)

第1条 この会の目的は、次のとおりとする。

1. 登録文化財の保存と活用に係わる活動を行い、市民の文化的資質の向上を図り、もって世界人類の幸福に貢献する。
2. 会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換を図るとともに、市民との交流に努める。
3. 全国の登録文化財所有者等との連携を図り、将来的に「全国登録文化財所有者の会」への発展を目指す。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年間の事業計画や事業報告を行うために、総会を年1回開催する。
2. 文化財に係わる講演会、フォーラム、シンポジウムを適宜開催して、登録文化財への市民の関心を高め、知識の普及に努めるとともに、交流を図る。
3. 会員の所有する登録文化財に係わる情報交換や活動を支援する。

4. 会報の発行を行う。

5. 会員相互および文化財所有者等との交流会や親睦会を行う。

6. その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第3条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員一大阪府内に登録文化財を所有する個人または法人
2. 特別会員一登録文化財についての知識を持ち、本会の活動に協力して頂ける個人で、運営委員会の推薦を経て、会長が認めたもの

(運営費)

第4条 この会の運営については、次の経費をあてる。

1. 会費 会員一人当たり年間 一口2000円(何口でも可)
ただし、特別会員には、会費を免除することができる。
2. 寄付金 本会の設立および運営のための寄付

(事務所)

第7条 この会の事務所は、次の場所に置く。

大阪市阿倍野区阪南町 1-50-25

電話・FAX 06-6624-7618